

○関東地方整備局告示第二百三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和二年五月二十七日

関東地方整備局長 石原 康弘

第1 起業者の名称 電源開発送変電ネットワーク株式会社

第2 事業の種類 特別高圧送電線新赤城線保全事業（群馬県桐生市新里町新川字
広間地東地内及び太田市大原町地内）

第3 起業地

1 収用の部分 なし

2 使用の部分 群馬県桐生市新里町新川字広間地東地内
群馬県太田市大原町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県沼田市利根町根利地内の東群馬変電所から群馬県太田市新田市野井町地内の新新田変電所までの巨長30.6kmの区間を全体計画区間とする「特別高圧送電線新赤城線保全事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による送電事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である電源開発送変電ネットワーク株式会社は、電気事業法第27条の4の許可を受けた送電事業者であり、同法第27条の10に定められた振替供給義務を負っている。

また、本件事業に要する費用については、自己調達資金により確保されていることなどから、電源開発送変電ネットワーク株式会社は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、群馬県南部及び栃木県西部の一部を供給エリアとする電圧500kVの特別高圧送電線新赤城線（以下「新赤城線」という。）を保全する事業であり、新赤城線は当該供給エリアに欠くことのできない重要な送電線として、これまで電力の安定供給に寄与してきた。

また、新赤城線は、設備事故による供給支障を回避するため、他の送電線と連系することによって、電力需要に対する電力供給を安定させる役割を担っている。

新赤城線を撤去せざるを得なくなれば、設備事故発生時に他の送電設備に送電容量を上回る電流が発生することとなるなど、電力の安定供給に支障が生じることとなる。

本件事業の施行により、新赤城線の供給エリアでの電力の安定供給を継続できることとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、既存の送電線を保全するための事業であり、新たな電気工作物

の建設のための工事等を伴うものではないため、埋蔵文化財に与える影響はないと認められる。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で磁界について調査を実施したところ、送電線などの電力設備から発生する磁界の規制値を下回っていることが認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないと認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、既存の送電線を保全するための事業であり、新たな電気工作物の建設が必要となる事業ではない。

なお、新赤城線が果たしている電力の安定供給を確保するための手法として、本件事業のルート（以下「申請案」という。）のほか、本送電線を移設するルート案の2案で検討が行われている。申請案と他の案を比較すると、他の案は鉄塔を新設又は移設するための土地が新たに必要となること、また、送電の停止が必要となることから、極めて不経済であり適切な手法とはいえない。

よって、地域の環境に与える影響、工事施工の難易度及び経済性等から総合的に判断すると、本送電線の施設をそのまま使用する申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、新赤城線は、供給エリアへの電力の安定供給を継続して行うために必要不可欠な施設であり、その機能を存続させる必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、起業地は、送電線下用地であり、これを使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 群馬県桐生市役所新里支所及び太田市役所